

# 令和4年度第2次補正予算による 中小企業・小規模事業者支援策

「令和4年度第2次補正予算」（令和4年12月2日成立）より、中小企業・小規模事業者を対象とした補助金・助成金等の措置を中心に、主だった制度の概要をご案内します。

なお本情報は、令和4年12月7日現在各省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。



## 目次

### 補正予算による支援策 雇用支援編

pp.1-3

業務改善助成金.....	1	その他の雇用拡大・賃上げ支援策.....	2
働き方改革推進支援助成金.....	1	雇用調整助成金の特例措置(段階的に縮減).....	3
人材開発支援助成金.....	2	小学校休業等対応助成金・支援金.....	3
キャリアアップ助成金 正社員化コース・賃金規定等改定コース.....	2		

### 補正予算による支援策 経営支援編

pp.4-6

資金繰り支援.....	4	IT導入補助金(インボイス対応).....	6
事業再構築補助金.....	4	小規模事業者持続化補助金(インボイス対応).....	6
ものづくり補助金.....	5	事業承継・引継ぎ補助金.....	6

### 補正予算による支援策 その他の支援編

p.7

事業用自動車における電動車集中的導入支援 ...	7	既存住宅の断熱リフォーム等加速化事業.....	7
こどもエコすまい支援事業.....	7	工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業.....	7
脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業.....	7		

## 業務改善助成金

最低賃金の引上げのための助成金です。中小企業・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げるために設備投資などを実施し業務改善を行う場合に、その費用の一部を助成します。以下の拡充措置が実施されます。

- **事業場規模 30 人未満の事業者に対し、助成上限額の引上げ**

助成上限額(事業場規模 30 人未満の事業者)(単位:万円) 赤字が変更後

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30 円	45 円	60 円	90 円
1 人	30 → 60	45 → 80	60 → 110	90 → 170
2~3 人	50 → 90	70 → 110	90 → 160	150 → 240
4~6 人	70 → 100	100 → 140	150 → 190	270 → 290
7 人以上	100 → 120	150 → 160	230	450
10 人以上※1	120 → 130	180	300	600

※1 事業場内最低賃金が 920 円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が 15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が 3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

- **特例事業者※2 の助成対象経費を拡充**

拡充後の対象経費:定員 7 人以上又は 200 万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器+「関連する経費」

※2 コロナの影響により売上高等が 15%以上減少した事業者、又は原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が 3%ポイント以上低下した事業者

- **事業場規模を 100 人以下とする要件を廃止**

問い合わせ先:業務改善助成金コールセンター (電話)0120-366-440

## 働き方改革推進支援助成金

賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する助成金です。労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、労働時間適正管理推進コースについて、以下のように賃上げ加算が増額されます。

変更前	賃金を 3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて、助成金の上限額を更に 15 万円～最大 150 万円加算(5%以上の場合は、24 万円～最大 240 万円加算)
-----	---



変更後	<b>企業規模 30 名以下の事業主の場合、賃金 3%以上の引上げについては助成金の上限額を更に 30 万円～最大 300 万円(5%以上の場合は 48 万円～最大 480 万円加算)</b>
-----	--

賃上げ加算額(企業規模 30 名以下の事業主)(単位:万円) 赤字が変更後

引上げ人数	1~3 人	4~6 人	7~10 人	11~30 人
3%引上げ	15 → 30	30 → 60	50 → 100	5/人(上限 150) → 10/人(上限 300)
5%引上げ	24 → 48	48 → 96	80 → 160	8/人(上限 240) → 16/人(上限 480)

問い合わせ先:都道府県労働局

## 人材開発支援助成金

職業訓練等の助成です。事業展開等リスキリング支援コース（仮称）が創設されます。

助成内容	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	
経費助成	75%(中小企業事業主以外の場合 60%)	
賃金助成	960 円/時・人(中小企業事業主以外の場合 480 円/時・人)	
1 事業所 1 年度あたり助成限度額	1 億円	

問い合わせ先:都道府県労働局

## キャリアアップ助成金 正社員化コース・賃金規定等改定コース

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを目的とした助成金です。今回の補正予算では、正社員化コースと賃金規定等改定コースの拡充が行われます。

### ■ 正社員化コース(非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成)

- 人材開発支援助成金の自発的職業能力開発訓練及び定額制訓練修了後に正社員化した場合  
有期→正規の場合:1人あたり加算を+95,000円 → **+110,000円**(大企業も同額)  
無期→正規の場合:1人あたり加算を+47,500円 → **+55,000円**(大企業も同額)
- 人材開発支援助成金の事業展開等リスキリング支援コース(仮称)の特定訓練修了後に正社員化した場合を、加算対象に追加

### ■ 賃金規定等改定コース(非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を増額改定させた場合に助成)

- 賃金引上率の支給要件を **3%以上**(現行 2%)に見直し、**5%以上引上げの場合の助成額を大幅拡充**  
変更後の1人あたり助成額 ※令和4年9月まで遡及適用

賃金引上げ率 3%以上 5%未満	5%以上
50,000円(大企業 33,000円)	65,000円(大企業 43,000円)

- 1事業所あたり1年度1回の申請制限を撤廃

問い合わせ先:都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)

## その他の雇用拡大・賃上げ支援策

上記の他、賃上げや労働移動を促進する策として、以下の施策が盛り込まれました。

- 特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)による、就職困難者の人材育成推進  
成長分野(デジタル、グリーン)を対象に実施している高額助成(通常コースの1.5倍)を、成長分野以外の分野にも拡大  
就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、一定の人材育成を行ったうえで賃金引上げを行う事業主に対し、高額助成を行う
- 産業雇用安定助成金にスキルアップ支援コース(仮称)を創設  
在籍型出向によりスキルアップを行い、復帰後の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた場合に、出向中の賃金の一部を助成

- **労働移動支援助成金の見直しによる、賃金上昇を伴う早期再就職支援**  
労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて、前職よりも賃金が増える再就職(5%以上増えた場合)について上乗せ助成(20万円を加算)を実施
- **中途採用等支援助成金の見直しによる、賃金上昇を伴う中高年齢者中途採用の拡大支援**  
中途採用等支援助成金の中途採用拡大コースの要件を追加し、45歳以上の賃金を前職より引き上げる中途採用を推進

## 雇用調整助成金の特例措置（段階的に縮減）

休業手当等の一部を助成する制度で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置が行われてきました。令和4年12月より通常制度に移行し、特に業況が厳しい事業主を対象に経過措置が実施されています。中小企業の助成率・助成額は次のとおりです。

	令和4年 10~11月	令和4年12月 ~令和5年1月	令和5年 2~3月
原則的な措置	4/5(9/10) 8,355円	2/3 8,355円	
地域特例・業況特例	4/5(10/10) 12,000円	-	
特に業況が厳しい事業主*への経過措置	-	2/3(9/10) 9,000円	-

( )内の助成率は、解雇等を行わない場合(令和3年1月8日以降の解雇等の有無で判断)

\*生産指標が直近3ヶ月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主(毎月業況を確認)

問い合わせ先:雇用調整助成金コールセンター (電話)0120-603-999

なお、休業手当の支払いを受けることができなかった者を対象とした「**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金**」も給付率が変更されました。

令和4年7月1日~令和4年11月30日までの休業	80%
令和4年12月1日~令和5年3月31日までの休業	60%

問い合わせ先:新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター (電話)0120-221-276

## 小学校休業等対応助成金・支援金

新型コロナウイルス感染拡大防止のために休業した小学校等に通う子どもの世のため、保護者の休暇等に伴う所得減少を補うための助成金・支援金です。令和5年3月まで延長されます。令和4年10月~令和5年3月の日額上限や支給額は、以下のように変更となります。

労働者を雇用する事業主の方向け	助成金	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 日額上限 <b>8,355円</b>
委託を受け個人で仕事をする方向け	支援金	就業できなかった日について 1日あたり定額 <b>4,177円</b>

問い合わせ先:小学校休業等助成金・支援金コールセンター (電話)0120-876-187

参考: 厚生労働省:「令和4年度厚生労働省第二次補正予算案の概要」<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/22hosei/index.html>

厚生労働省:「令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」[https://www.mhlw.go.jp/stf/r412cohokurei\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/r412cohokurei_00001.html)

## 資金繰り支援

日本政策金融公庫による低利・無担保融資、資本制劣後ローンとセーフティネット貸付は令和5年3月末まで実施される他、借換保証制度が創設されます。

### 借換補償制度の概要

制度概要	民間ゼロゼロ融資に加え、他の保証付融資からの借換や新たな資金需要にも対応できる借換保証制度 100%保証は100%保証で借換えすることが可能		
対象者	民間ゼロゼロ融資や、他の保証付融資からの借換を検討する者 金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者		
保証上限	1億円	保証料	0.2%等
保証期間	最大で10年	据置期間	最大で5年

また、経営者保証を不要とする創業時の信用保証制度（保証上限3,500万円）の創設も予定されています。

問い合わせ先: 中小企業庁金融課（電話）03-3501-2876

## 事業再構築補助金

新分野展開や業態転換などの方法で事業再構築に取り組む中小企業等を支援する制度です。今回の補正予算による主な措置内容は次のとおりです。

- 市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する「成長枠」を新設
- 「グリーン成長枠」に、研究開発等の要件を2年→1年に緩和した類型(エントリークラス)を創設
- 「成長枠」と「グリーン成長枠」は
  - 売上減少要件なし
  - 大胆な賃上げに取り組む場合に補助率や補助上限の引上げ
  - 補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等に卒業した場合は、上限を2倍に引上げ(卒業促進枠)
- 市場規模が10%以上縮小する業種・業態からの転換を支援する「産業構造転換枠」を新設  
廃業費がある場合は、上限を2,000万円上乘せ
- 海外から国内への回帰等を促進する「サプライチェーン強靱化枠」を新設
- 物価高騰等で業況が厳しい事業者や、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者に、高い補助率で支援を継続(「物価高騰対策・回復再生応援枠」及び「最低賃金枠」)

これにより、制度概要は以下のようになります。

主な要件	① 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%(申請類型により異なる)以上増加等
対象経費	建物費、機械装置・システム構築費、研修費、廃業費等(一部の経費には制限あり)

各類型の補助上限額と補助率 ※補助下限額は 100 万円

申請類型	補助上限額	補助率
<b>成長枠</b> (成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者向け)	2,000 万円 4,000 万円 5,000 万円 7,000 万円 ※従業員規模により異なる	中小 1/2 中堅 1/3
<b>グリーン成長枠</b> (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14 分野の課題の解決に資する取組を行う事業者向け)	<エントリー> 中小 4,000 万円 6,000 万円 8,000 万円 ※従業員規模により異なる 中堅 1 億円	中小 1/2 中堅 1/3
	<スタンダード> 中小 1 億円 中堅 1.5 億円	
<b>産業構造転換枠</b> (国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け)	2,000 万円 4,000 万円 5,000 万円 7,000 万円 ※従業員規模により異なる 廃業を伴う場合 2,000 万円上乗せ	中小 2/3 中堅 1/2
<b>サプライチェーン強靱化枠</b> (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者向け)	5 億円	中小 1/2 中堅 1/3
<b>物価高騰対策・回復再生応援枠</b> (業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向け)	1,000 万円 1,500 万円 2,000 万円 3,000 万円 ※従業員規模により異なる	中小 2/3 (一部 3/4) 中堅 1/2 (一部 2/3)
<b>最低賃金枠</b> (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者向け)	500 万円 1,000 万円 1,500 万円 ※従業員規模により異なる	中小 3/4 中堅 2/3

問い合わせ先:事業再構築補助金コールセンター ナビダイヤル 0570-012-088

## ものづくり補助金

グリーン化やデジタル化のために、新しい製品・サービス開発や、生産プロセス改善のための設備投資への支援の他、赤字など業況が厳しい中で行う生産性向上や賃上げ等の取組を支援する制度です。グリーン枠が拡充、グローバル市場開拓枠が新設されます。

申請類型	補助上限額 ※従業員規模により異なる	補助率
<b>グローバル市場開拓枠</b>	3,000 万円	1/2
通常枠	750 万円~1,250 万円 ※	小規模事業者・再生事業者は 2/3
デジタル枠		2/3
グリーン枠		750 万円~4,000 万円
回復型賃上げ・雇用拡大枠	750 万円~1,250 万円	2/3

※大幅な賃上げをする事業者は、最大 1,000 万円の補助上限を上乗せ

問い合わせ先:ものづくり補助金事務局サポートセンター (電話)050-8880-4053

## IT 導入補助金（インボイス対応）

クラウド利用、テレワーク対応、インボイス制度対応のための IT ツール導入を支援する制度です。デジタル化基盤導入類型の補助下限額が撤廃されます。

デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)の概要

	IT ツール※		PC 等	レジ等
補助額	~50 万円以下 下限を撤廃	50 万円超 ~350 万円	~10 万円	~20 万円
補助率	3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大 2 年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト、EC ソフト

問い合わせ先:サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター (電話)0570-666-424

## 小規模事業者持続化補助金（インボイス対応）

小規模事業者が経営計画を作成し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援する制度です。今回の補正予算により、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）に対し、すべての申請枠で補助上限が一律 50 万円上乗せされます。

各類型の補助上限額と補助率 ※赤字はインボイス転換事業者 ( )内はインボイス転換事業者以外

申請類型	補助上限額※	補助率
通常枠	100 万円(50 万円)	2/3 以内 成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は 3/4 以内
成長・分配強化枠(賃上げや事業規模の拡大)	250 万円(200 万円)	
新陳代謝枠(創業や後継ぎ候補者等の新たな取組)	250 万円(200 万円)	

問い合わせ先:商工会・商工会議所

## 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継や M&A 後の経営革新（設備投資・販路開拓等）の費用や廃業費用を補助する制度です。今回の補正予算により、一定の賃上げをする場合の上限額が引き上げられます。

各類型の補助上限額と補助率 ※下記の外、廃業費用も補助(補助上限額 150 万円、補助率 2/3)

申請類型	補助上限額※	補助率
経営革新事業	600 万円	1/2~2/3
	一定の賃上げをする事業者 800 万円	1/2(上乗せ分のみ)
専門家活用事業	600 万円	1/2~2/3

問い合わせ先:中小企業庁事業環境部財務課 (電話)03-3501-5803

参考: 中小企業庁:「中小企業対策関連予算」<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

エネルギー価格高騰に対処する施策の中から、身近なものをピックアップします。

## 事業用自動車における電動車集中的導入支援

ハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車といった電動車を、事業用自動車において普及促進するために、普及段階と車両価格に応じた購入補助等が実施されます。

## こどもエコすまい支援事業

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による、高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援が実施されます。

## 脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業

社用車の「再エネ×電動車」の導入を支援する事業です。

- 社用車について、次の2つを要件に電気自動車導入を支援
  - ① 再生可能エネルギー発電設備との同時導入
  - ② 地域住民等へのシェアリング
- 電気自動車導入に併せて行う充放電設備／外部給電器、急速充電器等の導入を支援

## 既存住宅の断熱リフォーム等加速化事業

既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO<sub>2</sub>化を支援する補助制度です。

- 既存戸建住宅の場合、1/3 補助(上限:120万円/戸)
- 既存集合住宅の場合、1/3 補助(上限:15万円/戸(玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸))

## 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

工場や事業場における脱炭素化を支援する事業です。

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援(補助率3/4、補助上限100万円)
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援(補助率1/3、補助上限1億円 中小企業事業は補助上限5,000万円)